

<報道発表資料>

令和8年5月1日  
京都市都市計画局住宅室住宅政策課  
(公社)京都府宅地建物取引業協会

## 「北区民ふれあいまつり 2026」で空き家所有者向け相談会を開催

京都市では、空き家所有者や地域の方々が、空き家に関して気軽に相談できる体制を整備するため、京都市の研修を受けた宅地建物取引士を「京都市地域の空き家相談員」として登録しています。

この度、令和8年5月31日に開催される「北区民ふれあいまつり 2026」で相談ブースを設け、公益社団法人京都府宅地建物取引業協会に所属する京都市地域の空き家相談員等が空き家の活用や予防、管理等に関するご相談に応じます。

### 【背景と目的】

京都市では、市内全ての区役所・支所で「空き家相談員による不動産無料相談会」をほぼ毎月開催するほか、空き家相談員と建築士を空き家の現地に派遣して助言等を行う「空き家活用・流通支援専門家派遣制度」により所有者等が気軽に相談できる体制を整備しています。

地域のイベントにおいても空き家等について気軽に相談できるよう、この度、公益社団法人京都府宅地建物取引業協会に所属する空き家相談員等が、「北区民ふれあいまつり 2026」で地域の方々の相談に応じます。

### 【相談会の概要】

- 日時 令和8年5月31日(日) 午前11時～午後2時 ※雨天決行・荒天中止
- 会場 北区役所西庁舎2階講堂（「北区民ふれあいまつり 2026」内）  
住所：〒603-8511 京都市北区紫野東御所田町 33-1
- アクセス （市営地下鉄烏丸線）北大路駅から徒歩10分  
（市バス・京都バス）北大路新町から徒歩2分、北大路堀川から徒歩4分  
※ 駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- 対象 京都市内で空き家を所有する方など
- 参加費 無料
- お申込み等 事前のお申込みは不要です。相談ブースにて随時対応しますので、直接現地へお越しください。（1名当たりの相談時間：30分程度）  
なお、相談ブースが埋まっている場合は、お待ちいただくことがあります。



前回の開催当日の様子

<お問合せ先>

京都市都市計画局住宅室住宅政策課（電話：075-222-3667）